

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：7件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	計装用空気系除湿装置の除湿塔再生用安全弁（3方電磁弁）の点検（作動確認）において、無励磁状態での当該弁排気口からのエアリークが認められたため、当該弁を交換	G III	
2	5号機	原子炉建屋地階の炉心スプレイ系ポンプ（B）室内において、東側壁面にある配管貫通部より漏出している地下水の受け容器より床面への滴下（約34リットル、汚染なし）が認められた。調査の結果、受け容器下流側の排水ホース先端部が、排水先のドレンサンプピットの水面下に水没したことから、排水不良となったことが判明したため、当該ホース先端部を適正位置に調整。	G III	
3	5号機	原子炉建屋5階の燃料交換機室に設置されているプリンタ装置に印字不可が認められたため、当該プリンタ装置を点検・修理	G III	
4	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）グランド部からのリーク水量の増加が認められたため、当該部を点検・調整	G III	
5	集中環境施設	洗濯廃液処理系洗濯廃液サンプルタンク（A）攪拌運転時、再循環配管接続フランジ部より水のリーク（約6リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の運転中、雑固体供給機（B）が「電動機過負荷トリップ」及び「雑固体供給機（B）渋滞」を示す警報の発生と共に自動停止したため、原因調査後、対応検討	G III	
7	その他	水処理設備前処理装置のサンドセパレータ入口圧力計及び出口圧力計に動作不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	G III	